

四半期報告書

(第56期第3四半期)

自 平成29年7月1日
至 平成29年9月30日

株式会社ルック

(E00604)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
2 その他	19

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
【会社名】	株式会社ルック
【英訳名】	LOOK INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 和洋
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 正男
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9332
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 正男
【縦覧に供する場所】	株式会社ルック大阪支店 (大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 江戸堀センタービル16階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期連結 累計期間	第56期 第3四半期連結 累計期間	第55期
会計期間	自平成28年 1月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 1月1日 至平成29年 9月30日	自平成28年 1月1日 至平成28年 12月31日
売上高 (百万円)	30,721	31,118	42,624
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△51	959	964
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) (百万円)	△311	721	256
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,559	845	△302
純資産額 (百万円)	18,580	20,457	19,805
総資産額 (百万円)	28,269	30,590	28,935
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△8.17	18.90	6.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	64.6	65.8	67.2

回次	第55期 第3四半期連結 会計期間	第56期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 7月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 7月1日 至平成29年 9月30日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	△0.58	4.41

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(アパレル関連事業)

第1四半期連結会計期間において、当社は吸収分割の方式による持株会社体制へ移行することを目的として「株式会社ルック分割準備会社」を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

連結子会社であった株式会社メゾン・ド・サラは、第1四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社アイディールックを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスク、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績に関する分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、欧米の経済動向に伴う影響やアジアにおける地政学リスクの高まりなどがあるものの、好調な企業収益を背景に所得・雇用環境の改善などが進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当アパレル・ファッショング業界におきましては、百貨店において訪日外国人による免税需要が好調に推移したものの、衣料品に関する消費者の節約志向は依然として強く、総じて厳しい環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画（2016年～2018年）に基づく諸施策を実行し、市場環境の変化に柔軟に適応できる安定的な収益基盤の確立に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は311億1千8百万円（前年同期比1.3%増）、営業利益は7億6千7百万円（前年同期は9千7百万円の営業損失）、経常利益は9億5千9百万円（前年同期は5千1百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億2千1百万円（前年同期は3億1千1百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、当社が展開するオリジナルブランド「キース」やインポート主力ブランドである「イルビゾンテ」「マリメッコ」の売上が引き続き順調に推移したほか、フランスのバレエシューズブランド「レペット」や株式会社デンハム・ジャパンが展開する「デンハム」において、新規出店を推し進めるなど、売上拡大策に取り組んでまいりました。また、8～9月においては晩夏商材や一部冬物商材の販売が順調に推移した結果、正価販売比率が向上し、売上利益率が前年同期に対して改善いたしました。更には、昨年からの事業の選択と集中の効果により減収ながらも大幅な増益となりました。これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は201億円（前年同期比0.8%減）、営業利益は4億2千6百万円（前年同期は4億6千9百万円の営業損失）となりました。

「韓国」につきましては、株式会社アイディールックにおいて、フランスのインポートブランド「サンドロ」や「ベルニス」の売上が好調に推移いたしました。更には、昨年9月より販売を開始した「A.P.C.」の売上が加わったことにより売上高が増加いたしました。一方、新規出店に伴う販売費及び一般管理費が増加したことにより営業利益は前年同期を下回りました。株式会社アイディージョイにおいて、展開店舗の見直しを引き続き行なった結果、売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は103億3千2百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益は1億9千7百万円（前年同期比20.4%減）となりました。

「その他海外」（香港・中国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）において、店舗の売上が好調に推移したことにより、増収増益となりました。洛格（上海）商貿有限公司においては、平成28年7月より事業内容をEコマース事業に集約した結果、売上高は減少いたしましたが、営業利益は増加いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1億4千8百万円（前年同期比15.4%減）、営業利益は1千6百万円（前年同期は3千8百万円の営業損失）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は305億8千1百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は6億4千万円（前年同期は2億6千万円の営業損失）となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、当社アパレル製品の生産高が減少したことにより、売上高は前年同期を下回り、当第3四半期連結累計期間の売上高は24億7百万円（前年同期比12.7%減）、営業利益は1千6百万円（前年同期比78.0%減）となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、当社グループの取扱高が減少した結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は8億6千3百万円（前年同期比7.9%減）となりましたが、昨年8月の物流拠点統合など経営の効率化により、営業利益は6千3百万円（前年同期比18.5%増）となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジエラテリア マルゲラ」において、当第3四半期連結累計期間の売上高は1億1千万円（前年同期比3.8%減）となりました。一方、販売費の低減に努めた結果、営業損失は1千4百万円（前年同期は2千4百万円の営業損失）に縮小いたしました。

(2) 財政状態に関する分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、商品及び製品が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ16億5千5百万円増加し、305億9千万円となりました。

負債は、低金利の借入金が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ10億3百万円増加し、101億3千3百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したほか、その他有価証券評価差額金と為替換算調整勘定の増加などにより、前連結会計年度末に比べ6億5千1百万円増加し、204億5千7百万円となりました。

これらの結果、自己資本比率は、65.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッショントリビュートを通じ顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通じ、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするために、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッショントリビュートでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッショントリビュートとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

II 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりあります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手續があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

上記(ロ)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を、提出していただくべき情報の量等に応じて取締役会が適当と認める期限までに、当該「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定の根拠

- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その具体的な内容
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

（二）取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下の a. または b. の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記 a. および b. の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記（ヘ）の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

（ホ）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客觀性・合理性を担保とするため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

（ヘ）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

III 上記Ⅱの取り組みが、上記Ⅰの基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記Ⅱの取り組みが上記Ⅰの基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅱに記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。本プランの有効期間は、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,237,067	38,237,067	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
計	38,237,067	38,237,067	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	38,237,067	—	6,340	—	1,631

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 66,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,970,000	37,970	—
単元未満株式	普通株式 201,067	—	—
発行済株式総数	38,237,067	—	—
総株主の議決権	—	37,970	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権1個）含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式232株が含まれております。

②【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目 7番7号	66,000	—	66,000	0.17
計	—	66,000	—	66,000	0.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,703	6,090
受取手形及び売掛金	※ 5,272	※ 4,103
商品及び製品	7,809	8,832
仕掛品	403	479
原材料及び貯蔵品	335	379
繰延税金資産	937	1,006
その他	680	680
貸倒引当金	△53	△45
流動資産合計	20,088	21,525
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,068	1,244
土地	1,626	1,632
その他（純額）	964	1,031
有形固定資産合計	3,659	3,908
無形固定資産		
投資その他の資産	621	495
投資有価証券		
敷金	2,773	2,836
その他	1,641	1,671
貸倒引当金	285	288
投資その他の資産合計	△134	△136
固定資産合計	4,566	4,660
資産合計	8,847	9,065
	28,935	30,590

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 3,314	※ 3,489
短期借入金	597	898
1年内返済予定の長期借入金	200	—
未払金	138	144
未払費用	1,550	1,446
未払法人税等	235	250
未払消費税等	136	113
返品調整引当金	47	39
賞与引当金	128	267
ポイント引当金	3	10
関係会社事業損失引当金	1	5
資産除去債務	60	55
その他	359	232
流動負債合計	<hr/> 6,774	<hr/> 6,955
固定負債		
長期借入金	1,000	1,900
繰延税金負債	234	247
退職給付に係る負債	503	387
役員退職慰労引当金	11	54
資産除去債務	203	213
その他	402	375
固定負債合計	<hr/> 2,355	<hr/> 3,178
負債合計	<hr/> 9,130	<hr/> 10,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,340	6,340
資本剰余金	1,631	1,631
利益剰余金	10,413	10,944
自己株式	△17	△18
株主資本合計	<hr/> 18,368	<hr/> 18,898
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,200	1,245
為替換算調整勘定	△117	△21
その他の包括利益累計額合計	<hr/> 1,082	<hr/> 1,224
非支配株主持分	354	334
純資産合計	<hr/> 19,805	<hr/> 20,457
負債純資産合計	<hr/> 28,935	<hr/> 30,590

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	30,721	31,118
売上原価	15,826	15,250
売上総利益	14,895	15,868
販売費及び一般管理費	14,992	15,100
営業利益又は営業損失（△）	△97	767
営業外収益		
受取利息	5	10
受取配当金	26	32
退職給付引当金戻入額	—	114
ブランド運営協力金収入	65	—
為替差益	—	2
その他	118	100
営業外収益合計	216	260
営業外費用		
支払利息	17	16
為替差損	89	—
固定資産除却損	45	25
その他	18	27
営業外費用合計	170	69
経常利益又は経常損失（△）	△51	959
特別利益		
固定資産売却益	2	—
特別利益合計	2	—
特別損失		
減損損失	※1 185	※1 6
関係会社事業損失引当金繰入額	—	4
ブランド撤退損失	※2 7	—
その他	1	—
特別損失合計	194	11
税金等調整前四半期純利益	△243	948
又は税金等調整前四半期純損失（△）		
法人税等	77	236
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△321	711
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△9	△10
親会社株主に帰属する四半期純利益	△311	721
又は親会社株主に帰属する四半期純損失（△）		

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△321	711
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△415	46
為替換算調整勘定	△823	88
その他の包括利益合計	△1,238	134
四半期包括利益	△1,559	845
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,502	863
非支配株主に係る四半期包括利益	△56	△17

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、当社は吸収分割の方式による持株会社体制へ移行することを目的として「株式会社ルック分割準備会社」を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

連結子会社であった株式会社メゾン・ド・サラは、第1四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社アイディールックを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

当社及び一部の連結子会社において、税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合については、重要な加減算項目を加味し、法定実効税率を使用して計算しております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日及び当第3四半期連結会計期間末が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び四半期連結会計期間末日満期手形が、前連結会計年度末残高及び当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形及び売掛金	9百万円	0百万円
支払手形及び買掛金	27	—

(四半期連結損益計算書関係)

※1 減損損失の内容

前第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

場所	用途	種類
東京都世田谷区、他	事業用資産	建物及び その他（工具、器具及び備品）
大阪府大阪市	共用資産	建物及び構築物 並びに その他（工具、器具及び備品）

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額16百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

共用資産につきましては、平成28年3月22日開催の当社取締役会において、当社大阪支店を移転することを決議したことにより、当該支店の固定資産及び賃貸借契約に基づく原状回復費用の見積額169百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

場所	用途	種類
長野県軽井沢町、他	事業用資産	建物及び構築物 並びに その他（工具、器具及び備品）

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

※2 ブランド撤退損失の内容は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
たな卸資産評価損	7百万円
計	7

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
減価償却費	622百万円
のれんの償却額	14 2

（株主資本等関係）

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	114百万円	3円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	190百万円	5円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日至 平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	アパレル関連事業				生産及び OEM事業	物流 事業	飲食 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	韓国	その他 海外	計						
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	20,242	9,678	175	30,096	405	104	114	30,721	—	30,721
28 △73 —	28 △73 —	175	△44	2,351	832	—	3,139	△3,139	—	—
計	20,271	9,605	175	30,052	2,756	937	114	33,861	△3,139	30,721
セグメント利益 又は損失(△)	△469	248	△38	△260	76	53	△24	△153	56	△97

(注) 1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「アパレル関連事業」において、当社大阪支店を移転する取締役会決議をしたことに伴う当該支店の固定資産及び賃貸借契約に基づく原状回復費用の見積額、並びに撤退を決定した店舗の固定資産について減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては「日本」が184百万円、「韓国」が1百万円であります。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	香港	中国	合計
20,867	9,678	94	80	30,721

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	アパレル関連事業				生産及び OEM事業	物流 事業	飲食 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	韓国	その他 海外	計						
売上高										
外部顧客への 売上高	20,069	10,315	148	30,532	385	90	110	31,118	—	31,118
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	31	17	—	48	2,022	773	—	2,843	△2,843	—
計	20,100	10,332	148	30,581	2,407	863	110	33,962	△2,843	31,118
セグメント利益 又は損失 (△)	426	197	16	640	16	63	△14	707	60	767

(注) 1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	香港	中国	合計
20,655	10,315	108	39	31,118

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 又は 1 株当たり四半期純損失金額 (△) (算定上の基礎)	△8円17銭	18円90銭
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額 (△) (百万円)	△311	721
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額 (△) (百万円)	△311	721
普通株式の期中平均株式数 (株)	38,172,890	38,170,841

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月 6 日

株式会社ルック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聰 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルックの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルック及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期レビュー報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。